

国が大增税・負担増路線にふみだした「新しい状況」
のもとで、高齢者福祉の充実を

日本共産党都議団の質問・条例提案・申し入れ

- 二〇〇五年都議会第一回定例会 日本共産党都議団の代表質問 抜粋
- 二〇〇五年予算特別委員会 日本共産党都議団の代表質疑 抜粋
- 新しい介護手当創設と 老人医療費助成 マル福 存続の条例提案
- 者への経済的支援の充実を求める緊急要望

二〇〇五年四月

日本共産党東京都議会議員団

二〇〇五年都議会第一回定例会 日本共産党都議団の代表質問 抜粋

国が大増税・負担増路線にふみだした「新しい状況」のもとで、 高齢者福祉を拡充する方向へ転換を

二〇〇五年三月一日 日本共産党・渡辺 康信 足立区選出

○百四番（渡辺康信君） 私は 日本共産党都議団を代表して質問します

いて 都政の課税を論じ 予算のあり方を考えるときに この問すを避けて通ることはできません

リタ に対する課税の強化 国立大の学費の値上げ 働く世代には国民年金 厚生年金の保 料値上げ

今 小泉政権により 国民に総

主なものだけでも 所得税 住民

者には老年者控 の廃止 公的

七兆円に及ぶ大増税 負担増が押しつけられようとしております これに対し 新聞各紙も負担増路線が確定とか 老いも若きも負担増と厳しい論調で報じています 今議会にお

税を減 している定率減税の縮小 廃止が勤労者世帯を直撃します 消費税の免税点の引き下げで中小業者に大きな負担増が襲いかかります 年には 年収わずか百万円台のフ

年金控 の縮小など年金課税の強化 さらに生活保護の老 加算の削減 特別 護老人ホ ム利用者からの家賃徴収 介護保 料値上げなど まさにあらゆる世代から搾れるだけ搾

り取るというものであります。

政府の大増税・負担増計画は許
されない——知事そう思いませ
んか

この四年間連続して家計の所得は
数兆円規模で減り続けているときに、
こんな大増税、負担増路線に踏み出
すことは、戦後前例のないことであ
ります。七兆円の負担増は、橋本内
閣の大失政の二の舞というだけでは
済みません。国民生活と日本経済に
はかり知れない打撃となることは明
らかではありませんか。国民、都民
の怒りが日に日に広がっております。
政府が、この大増税、負担増を都民
に押しつけることは許されません。
知事、そう思いませんか。

私は、知事が政府に対して、この
大増税、負担増計画を撤回するよう
強く要求すべきだと考えますが、見
解を伺います。【答弁①】

小泉政権が、都民生活に一層の痛
みを押しつけようとしているときに、
石原知事が編成した来年度予算案に
は、この国の悪政から都民を守ると
いう立場がないのは驚くべきことで
す。福祉予算は、三位一体改革に伴
う国民健康保険に対する国庫負担が
都に押しつけられた予算増を除けば、
実質マイナスです。医療、教育、住
宅、中小企業、環境など、都民生活
にかかわる予算は軒並み減らされま
した。その一方で、巨大ビルと大型
道路の都市再生の予算は大幅に増額
されています。今年度と来年度で六
千億円もの増収が見込まれるのに、

福祉や都民の暮らしのためにはほと
んど回されていないことに対して、
おかしいじゃないかという声が多く
の都民から上がっているのは当然で
あります。

東京都の福祉関係費は 石原都政
で 856 億円も減らされた

中でも福祉関係費は、これまでに、
決算で見ると八百五十六億円も削減
されてきました。高齢者の人口がふ
えているのに福祉関係費がこれほど
減らされたのは、本当に異常なこと
であります。

これに対し、知事は、歴代知事と
比べると福祉予算の構成比は自分の
ときが最も高いといいわけしました。
とんでもないごまかしです。歴代知
事が福祉予算をどれだけふやしたの

か 美濃部都政は 福祉の構成比を三・二 から六・五 へと倍加させ予算 を十二倍にふやしました 鈴木知事は 構成比を〇・四 伸ばし予算 で二・四倍にふやしました 島都政は 構成比を二 ふやし予算 では一・二倍にふやしたのであります

これに対し石原知事はどうでしょうか 島知事のととき八・四 だた福祉費の構成比を二〇〇三年度決算では七・九六 へと後退させも一割も減らしたではありませんか

シルバーパス全面有料化、寝たきり手当廃止など、福祉削減の中身もひどい

福祉削減の中身もひどいものです 医療費助成や福祉手当など 都民の

命綱をば さり削り シルバ パスは全 有料化で 以前は七十歳以上の者の七割以上が利用していましたが 今では五割程度まで落ち込みました マル福は来年度六十八歳と六十九歳だけの制度となり 二〇〇七年六月末で廃止です

東京都患者調査の結果によれば 六十五歳から六十九歳の 者十万人に対する医療機関の診療を受けた人数は マル福廃止前の七九 まで落ち込んでいます 他の年 層や全国平均の同じ年 の状況と比べても受診抑制がは きりと現れています 寝たきり 者の老人福祉手当が廃止され 必要なサ ビスが受けられない 入 費用が払えないなどの事態が広が っています

このほか 特別 護老人ホ ムや

私立保育園の運営費補助 区市町村の国民健康保 などへの補助を大きく減らし 保健所 都立病 福祉施設などの廃止や民営化を次々と進めています 福祉の改 だといいますが 福祉改悪ではありませんか

知事は、福祉削減による都民の痛みを考えたことがあるんでしょうか。

【答弁②】

国の悪政が都民生活を直撃している今こそ、東京都の予算のあり方を都民の立場で検証し、福祉予算を大幅にふやすなど、都民の暮らしへの応援を拡充すべきです。知事、お答えください。【答弁③】

特に 今 緊急の課すにな ているのが 者福祉の充実です 石原

知事は 年金が充実した 者は豊かにな たとい て 経済給付的
事業の切り下げをしてきました 当
時でも事実とは違 ていましたが
その後 医療費の負担はふえ 年金
は減り 者の生活は豊かになる
どころか 苦しくなるばかりです

年金への課税強化で、高齢者の
負担は雪だるま式にふくらんで
いく

都内 者の老 基礎年金受給
の平均 はわずか五万三千円で 九
九年度の全国六位から 二〇〇三年
度には十八位まで落ち込んでいます
年金が中心の 者世帯の家計は赤
字で 貯金の取り崩しがふえてい
ます それに加えて 今後 小泉内
閣による年金課税強化による 者

の負担は だるま式に膨らんでいく
のであります

ことし一 二月の年金から所得税
が増税され 一年間に受け取る年金
の が何万円も減る 者が多数生
まれており 大きな不安と怒りの声
が上が ています これはまだとば
口にすぎません 次は住民税が増税
され 住民税をもとに計算される国
民健康保 料や介護保 料などが連
動して値上げになります

所得税、住民税、国保料、介護
保険料、シルバーパスで年二十
八万円も負担が増える人も

私は 足立区に住む八十四歳のひ
とり暮らしの女性から話を聞いてま
いりました

この方は年金収入が二百二十六万

ですが 区役所の試算によれば 所
得税も住民税も 課税だ たのが

ことしから所得税が年 四万九千円
住民税が来年から三万八千円取られ
ることになります これに加えて
国保料と介護保 料が合わせて年間
六万五千円から何と二十四万四千円
に 三・七倍化 その上 シルバ
パスが千円から二万五百十円にはね
上がります 全部合わせると 一年
間に二十八万円を超える負担増にな
るのであります

どうして年寄りに今にな て税金
をかけるのか 政治は私たちの暮ら
しを苦しめるためにあるのでし う
かと 怒りをあらわにしていました

所得税や住民税 課税が課税とな
り 負担増に苦しむ 者は 我が
党の試算では東京でおよそ二十万人
そのほか何らかの負担増の影 を受

ける人を入れると 数十万に及ぶといわれます

年金に対する所得税、住民税の増税と、それに連動したシルバーパス、国民健康保険料、介護保険料などの負担増の影響を受ける人数や影響額について、都として明らかにしたい。答弁を求めます。【答弁④】

者の平均所得は 他の世代と比べて遜色ない 者は豊かだという知事のいい分は間違っていますごく一部の 所得者が平均を引き上げており 年間所得二百五十万円以下の世帯が全体の六割に及びますだからこそ 者福祉では所得の低い人の負担は軽くする いわゆる応能負担といわれる社会保 の大原

則が 特別の重要性を持 ているのであります

「新しい事態」が生まれているもとで、高齢者への新たな経済的支援の確立が求められている

中でも東京の 者は 家賃を初め世界一物価が い東京で 年金のは全国一律の低い水準という厳しい条件に置かれています ところが石原都政の福祉施策は 事実をねじ曲げ 応能負担という原則を次々に崩しています 月 わずか三万円四万円という国民年金の 者から厚生年金の世帯まで 支援を切り下げ 負担を強化する方向を続けてきました こんなむごいことはありません

知事、今までになかった負担増が次々押し寄せるといふ新しい事態が生まれているのです。これまでのやり方を見直し、高齢者への新たな経済的支援を都として確立していくことが強く求められていると考えるものですが、見解を伺います。【答弁⑤】

具体的提案の第一は 年金への課税強化により シルバ パスや国民健康保 料などの負担がふえないようにすることです

住民税による所得基準の見直しなど、負担がふえないようにする具体策を講じる必要がある

住民税課税か、非課税かで天と地の違いになるような所得基準の見直しを初め、シルバーパスや都営住宅

家賃などの都民の負担軽減を図るための具体策を講じる必要があると考えますが、お答えをお願いします。【答弁

⑥・1、2】

シルバーパスは当面、所得に応じて三千円、五千円、一万円パスなどをつくり負担軽減を

シルバーパスは 東京都が全有料化を行ったのに対し 政令市のほとんどが所得制 なしで 八自治体が全 無料を継続しています 有料化を導入したところでも 例えば 神戸市は 本人所得三百七十八万円未満の人は無料です 東京都のように 住民税を課税されたら 千円から一気に二万五百十円になるところなどありません

厚生省が資料として全国に配った 研究論文の中でも 自治体が実施している敬老乗車証は 者の閉じこもり予 に大きな貢献をしているバスに乗 ていると最 のバランストレ ニングになる 楽しい したが て 公共交通料金の助成事業は 介護予 の十分な効果が期待されるものとして く評価されているのであります

シルバーパスは無料に戻すことが必要ですが、せめて当面、所得に応じて三千円や五千円、一万円のパスをつくり、負担軽減を図ることや、半年ずつ年二回の分割払いを認めることは都民の切実な要求です。利用したいが二万円では手が出ないという声が多数上がっており、改善を求めるものです。見解を伺います。【答

弁⑦】

マル福は六七〇六九歳の現行制度を維持し、六五歳〇に戻す方向で再検討を

者の医療費の負担が重くなる中で 経済的負担による受診抑制が深刻な問題になっています 医者に行くのを我慢しているなどの声は 本間に切実なものです 社会に対応するためには 病気の早期発見 早期治療を推進すること 重症化する前に医療を受けやすい条件をつくることが極めて重要です そのため 介護予 や健康づくりなどの対策強化とともに 医療費の負担軽減がどうしても必要であります

京都府は 六十五歳から所得の低

い 者に対する医療費助成を実施
してありますが 事業の休廃止をした
場合の影響 評価を行 った結果 所得
の少ない 者にと て 医療費に
かかる経済的負担から受診抑制につ
ながりかねず 者の健康の保持
増進に支 を来すことが考えられる
として 存続を決めております 自
治体として当然のことではないでし
うか

都独自のマル福は、これ以上の縮
小、廃止をやめ、六十七歳から六十
九歳までの現行制度を当面維持する
とともに、六十五歳からの制度に戻
す方向で再検討することを求めるも
のです。お答えを願います。【答弁⑧】

第三に 介護の負担軽減です
老人福祉手当の廃止をめぐり 都

議会でも 経済給付は介護の社会化
に逆行するなどの意見がありました

介護度の重い高齢者への新しい
介護手当創設と、介護保険利用
料の負担軽減を提案

しかし 昨年 内 府経済社会総
合研究所の研究員が 介護保 導入
後 介護の社会化がなぜ進まないか
という分析結果を発表し 一割の自
己負担がサ ビスへの 要を減少さ
せ 結果として家族に介護を強いて
いることを明らかにしました そし
て 長時間介護を強いられている世
帯に対しては 自己負担を軽減する
措置が必要だと提言しています こ
のような現実があるからこそ 群

富山 山梨 兵庫 愛媛の五県を初
め 千葉市 さいたま市 このほか

全国の少なくとも百を超える市町村
が独自の介護手当を実施しているの
であります

介護度の重い高齢者や家族の負担
を少しでも軽減するため、都独自の
新しい介護手当の創設に踏み出すこ
とを提案するものであります。答弁
を求めます。【答弁⑨】

介護保険の利用料について、国は、
介護保険制度以前からヘルパー派遣
を利用していた低所得者の利用料を
六％に軽減する特別対策をこの三月
限りで廃止する方針です。都内の多
くの区市町村は、この国の制度を活
用して対象者を広げたり、負担を軽
減しており、国が廃止すると大きな
影響を受けます。都も国に追隨して
廃止することにしておりますが、四

億六千万円の予算でできるのですから、国のいかにかわらず、都独自に存続すべきであります。【答弁⑩】

知事の答弁

○知事（石原慎太郎君）

渡辺康信議員の代表質問にお答えいたします。

【答弁①】

小泉政権の国政運営についてであります。小泉政権には、構造改革を標榜しながら、どうも問題を先送りし、十分な成果を上げていないなど、心もとないところがあるのは確かであります。こうした事柄につい

ては、私は総理に対しても直接何度も申し込んできました。

しかし、撤回を要求すべきだとおっしゃっている七兆円負担増なるものは、何を根拠としているか定かではありません。本来、この問題は、我が国の行財政制度全体のあり方を見直す一環として考えるべきであります。都合のいい数字を寄せ集めて、殊さら不安感をあおるのはいかなものかと思います。（発言する者あり）興奮しないで聞きなさいよ。

【答弁②】

次いで、福祉施策についてであります。お話を聞いていささか驚きました。かつて福祉施策の実績は実額の増減で評価すべきと主張された方々が、予算額が増加すると今度は実質減だと主張される。いずれにし

ても、都が果たすべき役割は、福祉サービスの基盤整備等、都における福祉水準全体の向上を図ることです。多様化する都民の福祉ニーズにこたえるため、都は、長期的、歴史的視野に立って、見直すべき事業は見直し、必要な施策には財源を集中投入して福祉改革を推進してまいります。

都独自の認証保育所制度の創設や、認知症高齢者や知的障害者のグループホームの増設などの施策を展開し、着実に成果を上げていると思います。

ちなみに、十三年度、十七年度の施策数を比べますと、十三年度は四十二、十七年度は二百五十二。三年間で二百五十二カ所、この認証保育制度を推進してきました。

また、認知症高齢グループホームは、十一年度に四十四でありました。

現在、二千八十五、五年間で四十七倍になっております。知的障害者グループホームは、十一年度は七百六十二、十六年二月現在では千六百四十五、五年間で二・二倍になっております。

【答弁③】

次いで、**都民福祉の拡張**について
の繰り返し主張ですが、都はこれまで、狭義の福祉だけではなく、治安対策、中小企業支援、インフラ整備など、これも立派な福祉であります。都民福祉の充実を目指して、さまざまな施策を複合的に展開してきております。

中でも、共産党がいう福祉については、一連の福祉改革を通じて施策の見直しに取り組み、いわゆるばらまきの現金給付や入所施設中心の

画一的なサービスから、利用者本位の福祉へと転換を図ってきたところであります。

十七年度予算においても、こうした取り組みを積極的に推進しており、こうした姿勢を、既に多くの都民から十分なご理解をいただいていると思っております。

【答弁⑤】

次いで、**高齢者への経済的支援**についてありますが、現在、我が国は、世界的に見ても、豊かで平等な社会を実現し、高い生活水準を維持しております。ちなみに、高齢者といいますが、平均寿命は世界一になりましたし、これは、基本的に国民が自助、自立を前提として努力を積み重ねてきた結果であると思います。同時に、さまざまな社会的リスクに

対応するための国民皆保険、皆年金や生活保護制度などの社会保障制度が有効に機能してきたためともいえます。

しかしながら、人口減少社会の到来を目前にして今必要なのは、新たな経済的支援を実施することではなくて、こうした社会保障制度全体を将来の世代に信頼されるものへと改革、改新していくことだと思っております。

局長の答弁

【答弁④】

年金課税強化で、新たに住民税課税となる高齢者は二十万人

○主税局長（山ロー久君） 年金課税見直しによる影響額についてでございますが 所得税の影響額は全国で約二千四百億円、影響を受ける人数は約五百万人とされております

また 個人都民税の影響額は 課税資料や厚生年金にかかわる統計資料等に基づき試算しますと約百億円、影響を受ける人数は約七十万人であり、このうち新たに納税義務が発生する人に係る影響額は約二十億円、

影響を受ける人数は約二十万人でございます

千円のシルバーパスを利用して
いる人のうち七万七千人が、
万五百十円にはねあがる

○福祉保健局長（幸田昭一君） 福祉施策に します六点のご質問にお答えいたします

まず 年金に関する税制改正の影響についてでありますがお尋ねのシルバ パス事業などでは 利用者本人への市町村民税課税の有無などにより取り扱いを区分していることから 今回の年金に する税制改正が実施された場合には 一部の者への影 があるものと認識してまいります

具体的に影 を受ける 者数については 市町村民税の課税対象となる所得が 公的年金収入のほか 配当や不動産所得など多種 である場合もあり 正確に把握することは 困 であります 国民生活基礎調査による 者の所得分布や国勢調査などをもとに推計いたしますと シルバ パス事業では、現在の千円パス利用者のうち約七万七千人が影響を受けると予想されます

なお 介護保 料につきましては 平成十八年度に予定されている制度改 に伴い 保 料 の改定や負担軽減のための所得段 区分の見直し が予定されていること また国民健康保 料については 今後 区市町村の判断で料率を決定することから これらの具体的な影 等を算定することは現時点では困 であります

【答弁⑥・1】

年金への課税強化によるシルバーパスへの影響は〇六年度からであり、「慎重に対処していく」

次に シルバーパスの所得基準の見直しなどについてであります。今回の税制改正案が実施された場合、市町村民税 課税で千円のシルバーパスを利用している方の一部に影響が出ると思っております。

しかしながら、現在、まだその改正案が国会で審議中であること、市町村民税は前年の所得をもとにして、いるため、シルバーパスの影響を受けるのは平成十八年度になることから、今後、税制改正の動向などを踏まえ慎重に対処してまいります。

【答弁⑦】

次に、所得などに応じたシルバーパスについてありますが、本制度は、若年世代との間に負担の不公平があるなどの課題があることから、平成十二年度に見直しを行ったものであります。現在、多くの者がパスの発行を受け、社会参加と生きがいの活動に活用されており、現行の仕組みは、パス本来の目的に十分沿っているものと考えます。

【答弁⑧】

次に、老人医療費助成制度についてであります。老人医療費助成制度など一連の経済給付的事業の見直しは、制度間の整合性や世代間の負担の公平性などの観点に立て、利用者本位の新しい福祉の実現を目指す福祉改の一環として実施したものであります。

のであります。したがって、本制度を現状で凍結する考えも再検討する考えもございません。

【答弁⑨】

次に、介護手当についてであります。従来家族が担っていた者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保制度では、介護が必要な人には、その必要度に応じて一定の利用者負担のもと、サビスを直接給付する仕組みとなっております。また、低所得者の利用者負担が過重とならないよう、世帯当たりの負担上を定めた介護サビス費の仕組みが設定されております。これらのことから、新たな経済給付的手当を創設する考えはございません。

答弁⑩

最後に 介護保険制度における国の特別対策についてであります

この特別対策は 介護保険制度の導入以前から訪問介護サービスを利用して低所得者の負担の激変緩和を目的に 平成十二年からの五年間の時 措置として実施されてきたものであり 本年度末で廃止となるものであります よて 東京都独自に存続する考えはございません

【答弁⑥・②】

○都市整備局長（梶山修君）

年金税制の見直しにより都営住宅家賃が上昇する場合の負担軽減についてでございますが このたびの公的年金や老年者の控にかかわる税制改正は 世代間及び 者間の負担の公平を確保するため実施された

ものであり これに伴う法令の改正により 都営住宅の家賃算定方法が変更されたところであります

法令では 老年者控の廃止により都営住宅家賃が引き上げとなる場合 激変緩和のため 三年間の経過措置が設けられております

渡辺都議の再質問

「知事は、都民の痛みに思いをよせたことがないのか、答えてください」

○百四番（渡辺康信君） 再質問を

行います

福祉切り下げによる都民の痛みを

考えたことがあるかということ

私は聞いているんです それに全く答えておりません 七兆円の根拠は不明といいましたが 国会で決まっているものと 今議論しているものがあるではありませんか そういうものが通れば これは大変なことになるんです 七兆円になるんです それも知らないんですか 大変な大増税 負担増税が押し寄せてくるんです そのときに 知事は 都民の痛みに思いを寄せたことがないのですかと こういうことを聞いたわけです あります 答えてください

○知事（石原慎太郎君）

私は 別に 者に対して不親切のつもりもない しかし やぱり 都全体を考えれば あなた方が熱烈に支持してきたばらまきの 要する

に福祉というのはもう時代おくれで
だれも相手にしない

そうだと答弁に全然な ていな
いよ と呼び その他発言する者多
し

のーに減少しており 所得も資産も
なく公的な扶助を必要とする 者
はごくわずかというふう認識をし
ております

その四割以上は子どもが近くに暮ら
しており 三割以上は生活保護を受
給している状況でございます

また 平成十二年度の東京都社会

このことから 真に生活に困窮
している 者はごくわずかであり

福祉基礎調査 者の生活実態に

その方々に対してはセ フテ ネ

○福祉保健局長（幸田昭一君） 再

質問にお答えをいたします

よりはますと 年収五十万未満の
者は九・四 そのうち九割は子ど

トが十分機能しているというふう
に思っております

国民生活基礎調査によりますと

もさんとの同居や夫婦で生活をして

昭和六十一年から平成十三年までの
十五年間で 所得五十万円未満で貯
蓄のない 者世帯の割合は約三分

いるという状況でございます 年収
五十万円未満のひとり暮らし 者
は 全世帯の〇・五 おりますが

〔議事録速報版より作成〕

二〇〇五年予算特別委員会 日本共産党都議団の代表質疑 抜粋

二〇〇五年三月十一日 日本共産党・曾根はじめ 北区選出

○曾根委員 小泉内 が踏み出した

大増税 負担増路線は まさに老いも若きも負担増という あらゆる年代に重い負担を強いるものです 知事は 我が党が不安をあお ているようなことをいわれましたけれども新聞各紙も 国民負担ず しりとか暮らしの負担増加の一途 不安は膨らむばかりだ 赤旗 じ ないですよ これは と 厳しく指摘しているんです

者に対する大増税 負担増も大変なものです 生活保護まで切り下げ 国民年金だけの 者から厚

生年金の世帯まで 搾れるだけ搾り

ほんの一例です

取るといふものです 既に この一月分の年金から突然所得税が引かれたという きと怒りの声が一斉に上が ています 所得税だけで年間何万円もふえる人が少なくありません しかも 今後 負担は だるま式に膨れ上が ていきます年金収入 例えば二百二十六万円のひとり暮らしの 者で 所得税住民税 連動して国民健康保 料介護保 料 シルバ パスなどはね上が て 一年間に二十八万円を超える負担増になるんですよ これは

介護保 料 シルバ パスなどはね上が て 一年間に二十八万円を超える負担増になるんですよ これは

知事に伺いますが 都が二〇〇〇

年に経済給付事業の一斉見直しをしたときに こういうことになるとうことは想像しておられましたか簡潔にお答えいただきたい

シルバーパス全面有料化などの見直しの時、今回のような大増税・負担増は想定していたのか

○幸田福祉保健局長 平成十五年の国民生活基礎調査で 世帯人員一人当たりの平均所得金 を見た場合

全世帯平均が二百四万七千円であるのに対し、世帯主の年齢が六十五歳以上の世帯の平均は百九十二万二千円と遜色はございません。

また、平成十五年の家計調査によると、高齢者世帯の貯蓄は一般世帯の約一・四倍、負債は約四割となっており、高齢者世帯では資産形成が進んでいることがうかがえます。

（「委員長、全然違う答弁しているじゃないか」と呼び、その他発言する者あり）平成十七年度の税制改正における六十五歳以上の高齢者に対する住民税非課税措置の廃止も、現役世代と高齢者間の税負担の公平の確保を目的としたものであり、現在、改正法案が国会で審議されておりま

す。
この法案が成立した場合、公的年金のみを収入とする区部在住の高齢

者で―（曾根委員「データを聞いているんじゃない。二〇〇〇年のときに、どういう判断をして……」と呼ぶ）住民税が非課税となるのは、現在の二百六十六万円から、夫婦のみ世帯で、およそ二百十二万円、単身世帯でおよそ百五十五万円となると推計されております。

時代の変化に対応できない石原都政。そのうえ都民の痛みに無関心。それが行政の態度か

○曾根委員 全くこの間の本会議と同じ紋切り型の答弁じゃないですか。時代の変化に対応できないとは、まさにこのことですよ。その上、都民の痛みに無関心。これが行政の態度かと……。

我が党には、切々とした手紙が届

いているんです。本当ですよ、これ、大変なんですから。ことしから、年金受給者に対して物すごい所得税が課せられてきたという切々たる訴えです。「弱い者いじめもひど過ぎる、年寄り早く死ねということか。こんな不合理なことが、大局的見地からの政治判断とおっしゃるかもしれませんが、余りにもひど過ぎます。政治というのは、国民を苦しめる方向に行ってはいけない。老人たちが怒っています。泣いています。年金だけを頼りに老後を暮らしている人々を苦しめてはいけません。」

これは明らかに新しい事態が生まれているんですよ。これにどう対応するか、真剣な検討が必要だというのは当然なことじゃないかと思う。

このような年金課税強化による高齢者への影響の一端が、我が党の本

会議代表質問への答弁でも明らかに
なりました。

　　老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、非課税措置廃止の三つによる、所得税、住民税の影響だけに限ったものですが、所得税は全国で約五百万人、二千四百億円の負担増、一人当たり四万八千円の所得税の増税です。

　　個人都民税は約七十万人が影響を受け、平年度ベースで百億の負担増になるとの答弁がありました。一人当たり一万四千元。区民税、市民税を入れたら、およそ四倍になるのではないかと思います。

　　一番影響が大きい、住民税非課税から新たに課税になる人が二十万人。先ほど具体的に紹介しましたが、国民健康保険料や介護保険料、シルバーパスにはね返ります。

都としてできることに全力を尽くす必要があると思います。例えば、高齢者の医療費負担の軽減です。六十五歳から六十九歳までの医療費助成を行っていたマル福がなくなつて、大変な影響出ている。私たちは、廃止、縮小を現時点で凍結し、六十五歳からの制度に戻す方向で再検討する必要があります。都としてすぐできることです。

高齢者の負担軽減へ、都として
できることに全力を尽くす必要
がある

例えば、京都府は、六十五歳から、所得が低い高齢者に対する医療費助成を実施していますが、事業評価を行った結果、存続を決めました。報告書では、「事業の有効性、効果につ

いて、高齢者が健やかに暮らすために安心して医療を受けることができ
る制度であり、中心的な役割を担
っている、受益者は年々増加しており、
十分な効果が上がっている」と高く
評価しています。

そして、この東京でいえばマル福、
老人医療費助成の事業を休廃止した
場合の影響として、「所得の少ない高
齢者にとって、医療費にかかる経済
的な負担から受診抑制になりかねず、
高齢者の健康の保持、増進に支障を
来すことが考えられる」と分析して、
継続を決めているんです。

これこそが、私は、高齢者に対す
る行政の姿勢としてあるべき姿だ
と思います。

〔議事録速報版より作成〕

二〇〇五年都議会第一回定例会 厚生委員会

新しい介護手当創設と、老人医療費助成（マル福）存続の条例提案・趣旨説明

国が大増税・負担増をおしつける今こそ、高齢者への経済的支援が求められている

二〇〇五年三月十七日 日本共産党・大山とも子（新宿区選出）

厚生委員会に付託されました、議員提出議案第二号、「東京都重度要介護高齢者手当に関する条例」、および第三号「老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」について、提案者を代表して提案理由の説明をいたします。

小泉内閣により、国民、都民にたいへんな大増税、負担増がおしつけられようとしています。とりわけ高齢者に対しては、すでに老年者控除

の廃止、公的年金控除の縮小で二月の年金から、今まで非課税だった方も、所得税が新たに徴収され、大きな怒りと不安の声があがっています。しかし、これだけにとどまりません。今後、低所得者にたいする非課税措置の廃止も計画されています。さらに、次は、住民税が増税となり、それにもなう介護保険料、国民健康保険料の増加、シルバーパスの負担増など、高齢者にたい

し雪だるま式に次から次へと負担増がおそいかかってくる。

これまでも、高齢者に対しては、医療費の一割負担の導入、介護保険料の引き上げ、年金給付の物価スライドによる減額など、大きな負担増が実施されてきました。こんななか、都内高齢者の老齢基礎年金受給額の平均は、わずか五万三千円で、九九年度の全国六位から二〇〇三年度には十八位にまで落ち込んでいます。

年金が中心の高齢者世帯の家計は赤字で、貯金の取り崩しが増えていきます。

いま東京で起こっている事態は、都が二〇〇〇年度に経済給付的事業のいつせい見直しをしたときには想定していなかったものです。このような新たな事態のもとで、今こそ高齢者への経済的支援の重要性、必要性がよりいっそう増えています。このときに、私たちは緊急で切実なものに限って、条例提案をいたしました。

**要介護度4と5の高齢者にたい
し月額一万円の手当を支給**

議員提出議案第二号、東京都重度要介護高齢者手当に関する条例は、
介護度4と5の高齢者に対して、月

**額一万円の手当を支給する条例を新
設するものです。**

条例第一条に規定していますが、手当を支給する目的は、重度の要介護状態にある高齢者の「福祉の増進」です。この中には、経済的負担の軽減と、介護サービスの利用促進、生活の安定などが含まれています。

介護度が重いほど経済的負担は重く、介護サービスの支給限度額にたいする利用率は伸び悩んでいます。

要介護4の方は五六・三%、要介護5の方も六一・一%の利用率ですが、必要な人が必要なサービスを使っていないということです。私たちの調査でも、利用料が払えないので限度額まで使っていないという方々がいらっしやいました。この介護手当は必要な介護サービスの利用を促進させるために、きつかけとなる手

当となります。

額は一万円ですが、各区市町村が独自に上乗せすることができるとなっています。同時に、介護保険制度になって行政の役割が後退しているという声がよく聞かれますが、東京都が手当を支給することによって、重度の要介護高齢者がおかれている実態、社会的な状況を把握することに役立ち、より実態を反映した施策の実現につながるものです。

このような介護手当を実施している自治体は全国的にも多く、五県、二政令市で実施しており、実施している県内の自治体はもろろんのこと、そのほかにも百を有に超える全国の市町村が独自の努力で実施しています。所要額は、平年度ベースで約五十六億四千万円です。

なお、特別養護老人ホーム、老人

保健施設、療養型施設の、いわゆる介護三施設に入所している方は、支給の対象外です。重い介護が必要な方は、医療的ケアを必要としているため、これらの介護施設に入れず、入院をよぎなくされている場合が少なくありません。この方々には支給されます。介護保険料はしっかり払いながら、サービスは利用できないという事態におかれており、お世話料や差額ベッド料などの入院費の重い負担に苦しんでいるだけに、支援が必要だと考えます。

マル福は六七〜六九歳の現行制度を維持し、二〇〇七年六月末で廃止の規定を削除

第三号議案は、老人医療費助成制度を現状のまま存続させる提案です。

現在、都の老人医療費助成制度、いわゆるマル福は、昨年六月三十日時点で六七歳から六九歳の方が、対象となっています。このままにしておけば、来年度六八歳と六九歳だけになり、二〇〇七年六月末で完全廃止になってしまいます。

しかし、都内の六五〜六九歳の受療率は、都内の他の年齢の受療率の減少の割合よりも、全国平均の同年齢の減り方より激しくなっています。まさに、マル福の段階的縮小が、この年代の都民を医療から遠ざけているといえます。

このことは、京都府が老人医療費助成の事業評価をしたときに指摘した、「所得の少ない高齢者にとって、医療費にかかる経済的負担から受診抑制につながりかねず、高齢者の健康の保持、増進に支障をきたすこと

が考えられる」ということを、証明してしまったということです。高血圧や糖尿病、心臓病など継続して治療が必要な病気が増えてくる年代だけに受療率の低下は深刻です。京都府はこの事業評価によって、老人医療費助成は六五〜六九歳の制度として継続されています。

東京都でも、今後六五歳からの制度にもどすことが必要ですが、今回の条例は、当面の措置として、これ以上の縮小・廃止は中止し、六七歳から六九歳までの制度を継続するものです。所要額は平年度で五十八億六千万円です。皆様がたのご賛同を心からお願いいたしまして、趣旨説明いたします。

【日本共産党の二つの条例提案は、自民、公明、民主、ネットなどの反対で、否決されました】

高齢者への経済的支援の充実を求める緊急要望

二〇〇四年十二月二十七日

日本共産党東京都議会議員団

東京都知事 石原慎太郎 殿

二〇〇四年十二月二十七日

日本共産党東京都議会議員団

高齢者への経済的支援の充実 を求める緊急要望

来年度政府予算案が発表されましたが、その内容は、各紙が「国民負担増鮮明に」「値上げ・増税本格化」「家計直撃募る不安」「雇用・介護保険も年金も…」と報道したとおり、国民、都民に重い負担を強いるもの

です。とりわけ深刻な影響をうけるのは、高齢者です。二〇〇五年一月から所得税の老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、四月から生活保護の七〇歳以上の老齢加算を月額約六千円カット、十月から介護保険の特別養護老人ホーム等入所者の食費・居住費が原則全額自己負担になるなど、容赦ない負担増がつぎつぎおしよせてきます。さらに二〇〇六年には、介護保険料の値上げ、住民税の老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、さらに低所得高齢者の住民税の非課税措置の段階的廃止に

よる負担増などが予定されています。東京都は二〇〇〇年に、シルバーパス、老人医療費助成（マル福）、寝たきり高齢者の老人福祉手当など、都独自の経済給付的事業の見直しをおこない、縮小・廃止をすすめてきました。しかし五年が経過し、高齢者の生活をとるべく困難はいつそう大きくなっており、今後さらにきびしさが増すことは明らかです。東京の高齢者の老齢基礎年金受給額の平均は、世界一物価が高い東京でわずか五万三千円、全都道府県の中で十八位という水準です。他府県の高齢

者にくらべても、東京の高齢者がおかれていた生活実態はとりわけきびしいものがあります。それだけに、都独自の経済給付的事業が、命綱ともいべき大きな支えとなってきました。

かつてない大きな負担増が高齢者におしよせる一方、政府の年金改悪により実質的な年金支給額は削減されていくという、新しい状況が生まれているもとで、東京都が、住民福祉の増進を最大の責務とする地方自治体として本来の役割を発揮し、高齢者に対する経済的支援の拡充・強化に、あらためて取り組むことが急務となっています。この立場から、以下、当面の緊急対策にしばって申し入れをおこなうものです。

1、所得税や住民税の老年者控除の

廃止、公的年金等控除の縮小、低所得高齢者の非課税措置の段階的廃止により、シルバーパスなどの負担が増えないよう都として具体策を検討すること

住民税の老年者控除廃止、公的年金等控除の縮小により、わが党の試算では、収入は変わらないのに住民税非課税から新たに課税される人が、東京の高齢者の約一割、二十万人におよびます。住民税、所得税の税額や、課税か非課税かは、介護保険料、国民健康保険料、都営住宅家賃をはじめ各種の所得制限や負担額の基準となっているため、多くの分野に負担増の影響はひろがります。シルバーパスが千円から二万五百十円にはねあがることは、とりわけ深刻な問題です。七〇歳以上の高齢者のうち約十五万人が、シルバーパスの大幅負担増に直面することになります。

これにくわえて、低所得高齢者の非課税措置の段階的廃止により非課税限度額は年金収入二百四十五万円から、単身者で百五十五万円に、夫婦世帯では二百十二万円に下がり、影響はさらに大きなものとなります。老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、低所得高齢者の非課税措置の段階的廃止による都民への影響を最小限におさえるため、シルバーパス等の負担が増えないよう都として具体策を検討すること。

2、住民税課税者のシルバーパスについて、所得に応じて五千円パス、一万円パスを導入するなど負担軽減をはかるとともに、半年ずつ・年二回の分割払いを認めること

二万五百十円のシルバーパスの負担は重い、との声が多数よせられています。そのことは、高額パスの利

用が伸びていないことにもあらわれています。「都民の声」窓口にも、せめて半年ずつ二回に分割して購入できないかとの要望がよせられており、福祉保健局は、「ご意見につきましては貴重なものと考えております」「今後の見直しの際の参考にさせていただきます」と文書で回答しています。

シルバーパスは無料に戻すべきだと考えますが、緊急の改善策として、所得に応じて五千円パス、一万円パスをつくるなど負担軽減をはかるとともに、半年ずつ・年二回の分割払いを認めること。

3、マル福のこれ以上の縮小・廃止は凍結するとともに、見直しの影響について実態調査をおこない、六五歳からの制度に戻すことをふくめ再検討すること

マル福は、六七歳から六九歳に縮

小されました。このまま新規の医療証交付はなく、二〇〇五年度は六八と六九歳だけになり、〇七年六月末で廃止の計画です。

しかし、先日発表された「東京都患者調査」の結果から、九九年調査では、六五〜六九歳の高齢者十万人に対し一万二千七百十七人が医療機関の診察を受けたのに、マル福が縮小された〇二年調査では一万三十一人、三年前の七八・九%までとびぬけておちこんでいることが明らかになりました。六〇〜六四歳が九五・四%、七〇歳以上が八九・八%の低下にとどまっていることからみて、マル福見直しによる深刻な受診抑制が現に起きているのではないかと考えるのが当然のことです。

わが党がおこなった「高齢者のくらし・福祉・医療に関する実態調査」でも、厚生年金の世帯をふくめて、「医療費で四苦八苦している」「病院に行

くとき、いくらかかるか不安になる」など、医療費の不安と、マル福の存続・拡充を望む声が多数よせられています。マル福のこれ以上の縮小・廃止は凍結し、六七〜六九歳の制度を維持するとともに、六五〜六九歳の受療率（人口十万人に対し医療機関の診察を受けた人数）が大きく低下した原因などマル福見直しの影響調査をおこない、六五歳からの制度に戻すことをふくめ再検討すること。

4、高齢者医療費の自己負担限度額をこえた医療費について、償還払いの制度を改善し、患者の窓口負担をなくす「受領委任払い」を実施すること

二〇〇二年十月の老人保健法改悪で、高齢者医療費の患者負担が定率制にされただけでなく、自己負担限度額をこえた医療費について償還払

いとなりました。そのため患者は、一〇二割の医療費自己負担の全額を、一旦、医療機関の窓口で支払い、自己負担限度額（住民税非課税世帯で月八千円、一般の住民税課税世帯一万二千元、一定以上の所得の住民税課税世帯四万二千元）をこえた分は、申請をして数か月後に償還される仕組みになりました。しかし高齢者にとって、あとで返ってくるとはいえ、この窓口払いは重い負担になっており、窓口でいくら請求されるかわからない不安から受診を控えることにもつながっています。

しかも、本来は患者に償還しなければならぬにもかかわらず未償還となっている額が、昨年十月の調査によれば、東京だけで三億五千万円にも上ることが明らかになりました。このような未償還の実態がうまれていることは、絶対に放置できません。こうした問題を解決するため、新

潟県では、新潟県国民健康保険団体連合会が市町村の委任をうけ、医療機関と協力して、高齢者の窓口払いの負担をなくし、未償還が生じない「受領委任払い制度」を、県内全市町村で実施しており歓迎されています。この制度は、一九七七年十一月三十日付、厚生省保険局国民健康保険課長名の各都道府県関係部局に対する通知で、「対象を限定し、実施することによりやむを得ない事情がある」と認められ、かつ、関係医療機関及び医師会の協力が十分得られる場合には「実施を認めているものです。特段の予算は必要ありません。東京都国民健康保険団体連合会や医療機関と協議をおこない、しくみをつくれればよいことですから、ただちに実施にふみだすこと。

5、費用負担ができないために必要な介護がうけられない介護度の重い

高齢者や、長期入院で差額ベッド料・お世話料などの入院費の負担がとくに重い高齢者に対する何らかの経済的支援をおこなうこと

寝たきり高齢者に対する月五万五千円の老人福祉手当が廃止され、訪問入浴の利用料や介護用ベッドのレンタル料が払えず解約せざるをえなくなり、半年間も入浴しない状態がつづいたなど、費用負担ができないために必要な介護がうけられないという問題が起きています。また、医療的ケアが必要なため介護保険施設に入れず、病院に長期入院せざるをえない高齢者は、介護保険料を払っているにもかかわらず、介護保険サービスは使えず、そのうえ差額ベッド料・お世話料など毎月十五万円をこえる入院費がかかります。長期入院の場合も利用できた老人福祉手当が廃止され、お金がなくて入院でき

ないという事態がうまれています。

老人福祉手当を部分的あるいは段階的に再開することや、新しい経済的支援策を創設することをふくめ、費用負担ができないために必要な介護がうけられない介護度の重い高齢者や、長期入院で差額ベッド料・お世話料などの入院費の負担がとくに重い高齢者に対する、何らかの経済的支援をおこなうこと。

6、区市町村が実施している介護保険料・利用料の軽減・免除をさらに充実するため、都として財政支援制度をつくること。都独自の利用者負担軽減制度は来年度も継続し、所得・資産要件の緩和や事業者負担をなくすなど抜本的に拡充すること

保険料について国は、現行の第二段階を二つに分けることや、区市町

村独自の判断で所得に応じたよりきめ細かい区分を認めるなどの改善をおこなう方向ですが、その一方で、現在全国平均三千三百円の保険料が、二〇〇六年度には四千三百円に上がるとの推計を示しています。保険料の負担軽減は、ますます切実な課題となることは明らかです。

また利用料について、国は介護保険制度以前からヘルパー派遣を利用していた低所得者の利用料を六％に軽減する特別対策を、今年度かぎりで廃止する方針です。区市町村が実施している利用料軽減制度の多くは、この国の特別対策を拡充したものとなっており、国が廃止した場合、区市町村に対する影響は大きなものがあります。

区市町村が実施している介護保険料・利用料の軽減・免除をさらに充実できるようにするため、都として

区市町村に対する財政支援制度をつくること。

都独自の利用者負担軽減制度は、来年度も継続するとともに、利用がひろがらない実態を直視し、区市町村や都民、事業者の要望にこたえて抜本的に拡充すること。

以上